様式第1号（第4条関係）

令和9年度　児童クラブ利用申込書（兼児童台帳）

加古川市長 様

（記入日）
令和　　年　　月　　日

申込者	住 所	〒　　－
	ふりがな	
	保護者名	

利用児童及び入所理由等						
	ふりがな				性別	生年月日
	氏 名					平成 令和　　年　　月　　日
	在籍学校名 （入学予定学校名）		学年 （新年度）	年	利用希望年月日 令和　　年　　月　　日 ～	
	入所理由	該当する項目にチェックを入れて、理由の事実を証する書類を添付ください。 □就労　□疾病・障害　□就学（職業訓練含む）　□出産　□親族の介護・看護				
	土曜日児童クラブ利用申込		兄弟姉妹の利用申込			延長利用申込
	有 ・ 無		有 ・ 無	氏 名		有 ・ 無 **※別途料金がかかります。**

○同居の家族の状況について**（利用児童及び祖父母を除く）**

同居の家族の状況	ふりがな 氏 名	利用児童との続柄	生年月日	通勤・通学時間
			昭和 平成 令和　　年　　月　　日	分
			昭和 平成 令和　　年　　月　　日	分
			昭和 平成 令和　　年　　月　　日	分
			昭和 平成 令和　　年　　月　　日	分

○祖父母の状況について**（遠方にお住いの場合でも、必ずご記入ください。）**

祖父母の状況		氏 名		同居別居	住 所 ※児童と同居の場合は記載不要
	父方	祖父		同・別	
		祖母		同・別	
	母方	祖父		同・別	
		祖母		同・別	

○緊急連絡先について（緊急時は優先順①の連絡先から順番に連絡しますので、お迎えが可能な方をご記入ください。）

緊急連絡先	優先順	氏 名	利用児童との続柄	住所（自宅/勤務先/祖父母宅等）	電話番号
	①			（　　）	－　　－
	②			（　　）	－　　－
	③			（　　）	－　　－
	④			（　　）	－　　－
	⑤			（　　）	－　　－

※発熱・怪我など急を要する場合に必ず連絡がとれる電話番号について、できる限り複数名の記入をお願いします。

○児童の送迎について

氏名：　　（児童との続柄：　　）	氏名：　　（児童との続柄：　　）
氏名：　　（児童との続柄：　　）	氏名：　　（児童との続柄：　　）
氏名：　　（児童との続柄：　　）	氏名：　　（児童との続柄：　　）

※児童の送迎に来られる可能性のある方をご記入ください（成人の方）

※裏面も必ずご記入ください。

○利用予定曜日・時刻等について（利用予定日の曜日の欄に○と利用予定時刻をご記入ください）

※午後6時30分（延長利用申込者は午後7時）までのお迎えを厳守してください。

※児童の安全確保のため、保護者のお迎えが困難な場合は、代理（必ず成人）の方等での対応をお願いします。

利用予定曜日	月　・　火　・　水　・　木　・　金	利用頻度
利用予定時刻	時　　分頃まで　※閉所時刻は午後6時30分（延長利用申込者は午後7時）	月～金のうち 週平均（　　）日利用
利用予定についての備考		

○その他、児童クラブの利用（集団生活）にあたり、気になること等があれば、備考欄にご記入ください。

備考

○口座登録について

児童クラブ保護者負担金の納付に係る口座登録をしたことがありますか。（有・無どちらか1つを選択して、○をご記入ください。）

※児童クラブ保護者負担金は、原則、口座振替により納付いただきます。　有・無

※以前に口座登録がある児童は、引き続き登録のある口座から振替を行います。変更をご希望の場合、別途手続きが必要です。

○同意事項について**（確認のうえ、チェック及びご署名ください）**

同意事項	チェック
① 保護者負担金等の諸費用を滞納した場合は、利用承諾を取り消すことがあります。	□
② 出席（欠席）日数によって児童クラブ保護者負担金は変更になりません。	□
③ 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水のいずれかの警報が、午前7時の時点で兵庫県全域、兵庫県南部または加古川市に発令された日は、終日、児童クラブは開所しません。	□
④ 学校休業時の開所時刻は午前7時45分です。開所前に児童クラブに到着した場合、開所時刻までは児童と一緒に待機していただきます。	□
⑤ 閉所時刻は午後6時30分（延長利用申込者は午後7時）です。 延長利用申込みをしていない児童が延長時間帯を利用した場合は、利用日数、時間にかかわらず、月額2,000円の延長利用料金がかかります。また、延長利用申込みをした場合は、実際に延長時間帯における利用がない場合でも、月額2,000円の延長利用料金の支払いが生じることに同意します。	□
⑥ 児童クラブ教室内まで、保護者が責任を持って送迎を行い、代理の方が送迎を行う場合は、必ず成人の方を代理人とし、保護者において責任を持つことに同意します。	□
⑦ 児童が「支援員の指導に従わない」、「他の児童への迷惑行為」等、児童クラブの管理・運営に支障を及ぼす行為が、繰り返し続く場合は、利用承諾を取り消すことがあります。	□
⑧ 児童クラブを欠席する場合は、必ず保護者が事前に児童クラブまで連絡してください。無断欠席が続く場合、利用承諾を取り消すことがあります。	□
⑨ スポーツ安全保険に加入します。利用承諾書に記載された利用開始日の前日（土日祝日を除く）の午後6時30分までに利用申込のキャンセルをしなかった場合、スポーツ安全保険の支払いが生じることに同意します。	□
⑩ この申込書に記載した事項は、利用する各児童クラブ（委託事業者）と共有されることに同意します。	□
⑪ 加古川市が保有する保護者、児童及び児童と同一世帯に属する家族の住民基本台帳の閲覧に同意します。	□
⑫ 児童クラブに係る諸規定を確認し、内容について了承しました。	□

上記の事項について同意し、「就労証明書」等の添付書類についても、事前に誤りがないことを確認したので加古川市児童クラブの利用を申し込みます。

令和　　年　　月　　日

保護者名　　申込児童との続柄

市記載欄
受付印